

宗教法人高野山真言宗弘隆寺遍照殿 「合葬納骨堂 てらす」使用規程

宗教法人高野山真言宗 弘隆寺

- 第1条 この規程は、宗教法人高野山真言宗弘隆寺遍照殿の「合葬納骨堂てらす」（以下「合葬納骨堂」といいます）の使用について定めたものです。
- 第2条 合葬納骨堂は、高野山真言宗弘隆寺 弘法大師・ご本尊の檀信徒・信者のみの使用を認めます。
- 第3条 合葬納骨堂は、許可を受けた焼骨の納骨または一時収蔵以外の目的に使用することはできません。
- 第4条 合葬納骨された焼骨は、理由の如何に拘わらず返還、分骨は一切できません。但し、個別納骨については希望があれば返還致します。
- 第5条 合葬納骨堂への納骨は、焼骨以外できません。
- 第6条 納骨を希望される方は、所定の納骨申込書に必要事項を記入のうえ、定められた使用料を事前に全額お支払い下さい。
- 第7条 納骨の生前予約を希望される方は、所定の生前予約申込書に必要事項を記入のうえ、定められた使用料を全額お支払い下さい。入金確認後に生前予約申込許可証を交付いたします。この場合の納骨対象者は、生前予約申込許可証に記載された予定申込者に限られます。
- 第8条 生前予約申込者が死亡した場合においても、この規程に定める生前予約に関する契約（以下「本契約」といいます）は終了せず、納骨予定者の相続人は、委任者である納骨予定者の本契約上の権利義務を承継するものとします。
- 第9条 合葬納骨堂の使用権は、相続、譲渡、転貸などすることができません。この規定に違反した場合は、直ちに使用権を失い、当該第三者に対しての責任は負いません。
- 第10条 既納の使用料は、納骨申込又は生前予約申込のいずれの場合であっても、当法人に帰責自由がある場合を除いて、理由の如何に拘わらず、一切返金することができません。
- 第11条 火葬・改葬許可書または収蔵証明書のない焼骨は一時収蔵、納骨はできません。
- 第12条 お参りは合葬納骨堂の会館時間内であれば誰でも自由に行うことができます。
- 第13条 供物・飲料等については、お参り後に片付けてください。但し供花については供えたままでも構いません。管理者が時期を見て適宜片付けさせていただきます。
- 第14条 お参りに使用するローソクは、合葬納骨堂の物をご使用ください。
- 第15条 合葬納骨堂に納骨される方の祭祀継承者を宗教法人高野山真言宗弘隆寺とすることに同意していただきます。
- 第16条 天変地異、戦争等の不可抗力による損害については、当法人は一切その責任を負いません。
- 第17条 前各条に定めのない事項については、法律に準拠するほか当法人の定めによります。また、墓地埋

葬等に関する法律や関係法令の改正があった場合または、社会情勢の著しい変動があった場合は、本規程を変更することがあります。

第18条 この規程に関連して、当法人とお客様との間で生じた紛争については、訴額に応じて札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意していただきます。

第19条 この規定は、令和元年9月1日から実施されています。